



重要

健消理指 K20-199号

2020年 7月30日(木)

健取団全会員 代表者各位



健康関連取引適正事業団
事務局



飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の実施について 【内閣府及び、経済産業省からの周知依頼】

さて、ご承知の通り、緊急事態宣言終了後に再び感染が広がりを見せておりますが、内閣府及び、経済産業省より、標記についての周知依頼がありましたので、下記（字体そのまま）のお知らせ致します。

この度、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」が取りまとめられました。これを踏まえ、下記のご協力をお願いいたします。詳細は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のホームページをご覧ください。

記

1. 業務後に大人数で会食や飲み会を行うことを控えること。
2. 会食等で飲食店等を利用する場合には、今後運用が見込まれる、生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスターやステッカーのほか、飲食業界が策定している感染予防ガイドラインに対する自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
3. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」のダウンロードや、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合には当該システムの利用について、事業の公益性を踏まえつつ、自社従業員はもとより、取引先企業にも推奨すること。
4. テレワーク、時差出勤、自転車通勤を推進すること。
5. 体調が良くない従業員を出勤させないこと。

以上